

鎌倉文学館本館改修及び増築等工事
総合評価競争入札

総合評価点算定等基準

令和8年5月

鎌倉市

1 趣旨

この総合評価点算定等基準(以下「算定基準」という。)は、鎌倉文学館本館改修及び増築等工事施工者選定での総合評価競争入札における、総合評価点の算定方法、評価の項目、評価点の基準を定めるものである。

2 評価点の設定

各評価点の設定は次のとおりとする。

(1) 総合評価点の算定方法は次のとおりとする。

$$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} \div \text{入札価格}) \times 100,000,000$$

※ 本案件については、低入札価格調査制度を適用するため、基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を設定し、総合評価点の最も高かった者が調査基準価格を下回る入札の場合は、入札を一時保留し、調査を行う。

なお、入札価格が調査基準価格の95%未満の場合は失格となる。

詳細については、入札公告「13」に記載のとおり。

(2) 総合評価点における技術評価点は次のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$

(3) 技術評価点における標準点は100点とし、入札参加条件を満たした者に配点する。

(4) 技術評価点における加算点は、表-1に規定される評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点の合計(最高50点)とする。

表－1 評価項目及び配点基準

評価種別		評価項目		配点	
企業の技術力	簡易な 施工計画の 技術的所見 (技術資料)	(技術的所見1) 工事目的物や材料等の品質 管理に係る技術的所見	文化財建造物である本館の改修における既 存部材の取り扱い(復原含む)及び構造補強の 施工に係る施工中の記録方法、協議・承認プロ セスを含む品質確保及び施工管理について	9	28
		(技術的所見2) 発注者が指定する施工上の 課題に対する技術的所見	本館改修における素屋根設置、既存煙突の解 体(取り壊し)・移設、既存絨毯(カーペット) の清掃・保管並びに旧前田邸の解体に伴う再利 用部材等の解体(取り壊し)・移設及び当該敷 地が埋蔵文化財包蔵地であることに係る施工 上の配慮事項について	9	
		(技術的所見3) 施工上配慮すべき安全対策 に係る技術的所見	工事全般の施工(仮設)計画(敷地内の安全 対策に係る配慮すべき事項等)について	5	
		(技術的所見4) 工程管理に係る技術的所見	本館改修及び増築(文化財に係る工事)、附 属棟の新築、外構整備に係る工事を契約期間内 に完了させるための配慮事項及び工程管理計 画について	5	
	企業の 技術的能力	平成 28 年度から公告の日までに完成し、引き渡し完了した建築一式工事 で、同類工事の実績		5	11
		令和 5 年度から公告の日までに完成し、引き渡し完了した発注者が神奈川 県内地方公共団体である公共工事における建築一式工事(最終契約額 1 億 5 千 万円以上)の工事成績評定の平均点		3	
		ISO 9001 の認証取得		1	
		平成 28 年度から公告の日までの発注者が神奈川県内地方公共団体である公 共工事(最終契約額 1 億 5 千万円以上)における建築一式工事において、優良 工事表彰の受賞実績		2	
	配置予定 技術者の 技術的能力	平成 28 年度から公告の日までに完成し、引き渡し完了した建築一式工事 で、配置予定技術者が監理技術者若しくは主任技術者として従事した同類工事 の実績		5	8
		取得資格		3	
企業の 社会性・信頼性	特定施策への取組(8項目)		3	3	
加算点の合計				50	

3 評価基準

各評価項目の評価基準は、次に示すとおりとする。

- (1) 企業の技術力・簡易な施工計画の技術的所見は、「技術的所見 1：工事目的物や材料等の品質管理に係る技術的所見」、「技術的所見 2：発注者が指定する施工上の課題に対する技術的所見」、「技術的所見 3：施工上配慮すべき安全対策に係る技術的所見」、「技術的所見 4：工程管理に係る技術的所見」の 4 項目を評価の対象とし、評価方法等は次のとおりとする。

ア 評価方法

- (ア) 提出された 4 項目それぞれの簡易な施工計画書（以下「施工計画書」という。）において、別に定める「評価の視点（別表－1～4）」に係る評価すべき内容の記載があれば、視点ごとに評価点を 1 点とし、技術的所見 1 及び 2 は評価点を 8 項目（8 点）、技術的所見 3 及び 4 は評価点 4 項目（4 点）とする。
- (イ) 「評価の視点（別表－1～4）」以外の記載において、評価すべき内容がある場合、上記（ア）の各項目の評価点に 1 項目につき 1 点を加算する。
- (ウ) 各技術的所見に係る配点の上限は、表－1 評価項目及び配点基準に示すとおり、技術的所見 1 及び 2 は 9 点、技術的所見 3 及び 4 は 5 点とする。
- (エ) 記載内容が次に該当する場合は失格とする。
- 提出された施工計画書に内容の記載がない（白紙等）。
 - 提出された施工計画書の記載内容が適切ではない（工事と関係のない記載等）。
 - 提出された施工計画書の記載内容に実現性が無い、若しくは実現性が非常に低い。
 - 提出された施工計画書の記載内容に法令違反の内容が記載されている。

イ 評価確認書類等

提出された「簡易な施工計画書（様式 1－1 及び 1－2）」の記載内容により評価を行う。

ウ 簡易な施工計画の評価の視点

- (ア) 技術的所見 1 に係る評価の視点は、文化財建造物である本館の改修における既存部材の取り扱い（復原含む）及び構造補強の施工に係る施工中の記録方法、協議・承認プロセスを含む品質確保及び施工管理に対する考え方を確認するため別表－1（8 項目）の内容とする。
- (イ) 技術的所見 2 に係る評価の視点は、本館改修における素屋根設置、既存煙突の解体（取り解体）・移設、既存絨毯（カーペット）の清掃・保管並びに旧前田邸の解体に伴う再利用部材等の解体（取り解体）・移設及び当該敷地が埋蔵文化財包蔵地であることに係る施工上の配慮事項に対する考え方を確認するため別表－2（8 項目）の内容とする。
- (ウ) 技術的所見 3 に係る評価の視点は、工事全般の施工（仮設）計画（敷地内の安全対策に係る配慮すべき事項等）に対する考え方を確認するため別表－3（4 項目）の内容とする。
- (エ) 技術的所見 4 に係る評価の視点は、本館改修及び増築（文化財に係る工事）、附属棟の新築、外構整備に係る工事を契約期間内に完了させるための配慮事項及び工程管理計画に対する考え方を確認するため別表－4（4 項目）の内容とする。

エ 評価の視点（別表－1～4）の公表について

評価の視点（別表－1～4）は、総合評価競争入札終了後の公表とする。

(2) 企業の技術力・企業の技術的能力についての評価項目及び評価方法は次のとおりとする。

ア 同類工事の施工実績

平成28年度から公告の日までに完成し、引き渡し完了した建築一式工事で、同類工事の施工実績。

なお、本算定基準における同類工事は、発注者に関わらず以下のいずれかに該当するものとする。

- ・同類工事A 最終工事契約額が1億5千万円以上である国が指定する国宝・重要文化財（以下「国宝・重要文化財」という。）に係る工事（ただし、建造物に係るものに限る。）
- ・同類工事B 最終工事契約額が1億5千万円以上である国が登録する登録有形文化財（以下「登録有形文化財」という。）、地方公共団体が指定する文化財（以下「地公体指定文化財」という。）に係る工事（ただし、建造物に係るものに限る。）
- ・同類工事C 最終工事契約額が1億5千万円以上である木造建築物の改修工事

(ア) 評価方法

- a 元請けとして受注した同類工事において、2件以上の施工実績がある場合は評価点を2点、1件の施工実績がある場合は評価点を1点、施工実績がない場合は評価点を0点とする。
- b 建築一式工事で、同類工事Aの施工実績がある場合、aの評価点に3点を加える。
- c 建築一式工事で、同類工事Bの施工実績がある場合、aの評価点に2点を加える。ただし、上記bに該当する施工実績がある場合、加点は行わない。

(イ) 評価確認書類等

- a 提出された「企業における施工実績表（様式2）」の記載内容及び施工実績確認書類（任意書式）により評価を行う。
- b 公共工事における施工実績は、当該工事に係るCORINS（コリンズ）登録データの写しを提出するものとする。
- c 公共工事以外の施工実績は、契約書及び契約図書一式など請負内容が確認できるものを提出することとし、鎌倉市は実績確認に必要な書類等の提出の期日を定めて求めることができるものとする。
- d 鎌倉市において施工実績等が確認できないと判断した場合、「企業における施工実績表」の再提出の期限を定めて求めることができ、期限までに再提出がない場合は失格とする。

イ 工事成績評定の平均点

令和5年度から公告の日までに完成し、引き渡し完了した発注者が神奈川県内地方公共団体である公共工事における建築一式工事（最終契約額1億5千万円以上）の工事成績評定の平均点。

(ア) 評価方法

- a 元請けとして受注した、発注者が神奈川県内地方公共団体である公共工事における建築一式工事（最終契約額1億5千万円以上）の工事成績評定の平均点（小数点以下切り捨て）により以下の評価点とする。
 - (a) 工事成績評定の平均点が80点以上の場合 3点

- (b) 工事成績評定の平均点が 75 点以上 79 点以下の場合 2 点
 - (c) 工事成績評定の平均点が 70 点以上 74 点以下の場合 1 点
 - (d) 工事成績評定の平均点が 65 点以上 69 点以下の場合 0 点
 - (e) 工事成績評定の平均点が 64 点以下の場合 - 3 点
- b 元請けとして受注した、発注者が神奈川県内地方公共団体である公共工事における建築一式工事（最終契約額 1 億 5 千万円以上）の工事成績評定が 1 件の場合、その工事成績評定が 75 点以上であれば評価点を 2 点、65 点以上であれば評価点を 0 点、64 点以下であれば評価点を - 3 点とする。
- c 元請けとして受注した、発注者が神奈川県内地方公共団体である公共工事における建築一式工事（最終契約額 1 億 5 千万円以上）の工事成績評定がない場合、評価点は 0 点とする。
- (イ) 評価確認書類等
- a 提出された「工事成績評定平均点計算表（様式 3）」の記載内容及び工事成績評定通知の写し（任意書式）により評価を行う。
 - b 工事成績評定があるにもかかわらず、工事成績評定平均点に算入していない実績がある場合は評価点を - 5 点とする。
- ウ ISO 9001 の認証取得
- (ア) 評価方法
- 公告の日において、ISO9001 の認証を取得し、認証範囲に入札参加する事業所が含まれている場合は評価点を 1 点、それ以外の場合は評価点を 0 点とする。
- (イ) 評価確認書類等
- 提出された「企業の技術的能力一覧表（様式 4）」の記載内容及び ISO の登録証付属書等、登録者名、住所、適用企画、認証範囲、有効期限の記載がある資料（任意書式）により評価を行う。
- エ 優良工事表彰の受賞実績
- 平成 28 年度から公告の日までの、発注者が神奈川県内地方公共団体である公共工事における建築一式工事（最終契約額 1 億 5 千万円以上）における優良工事表彰の受賞実績
- (ア) 評価方法
- 元請けとして受注した、発注者が神奈川県内地方公共団体である公共工事における建築一式工事（最終契約額 1 億 5 千万円以上）において、神奈川県内地方公共団体から優良工事表彰を受けた件数が 2 件以上の場合は評価点を 2 点、1 件の場合は評価点を 1 点、受賞がない場合は評価点を 0 点とする。
- (イ) 評価確認書類等
- 提出された「企業の技術的能力一覧表（様式 4）」の記載内容及び優良工事表彰状等、優良工事表彰の受賞実績が確認できるものの写し（任意書式）により評価を行う。
- (3) 配置予定技術者の技術的能力
- ア 配置予定技術者の同類工事の実績
- 平成 28 年度から公告の日までに完成し、引き渡し完了した建築一式工事、配置予定技術者が監理技術者若しくは主任技術者として従事した同類工事の実績

(ア) 評価方法

- a 本業務に係る配置予定技術者が、監理技術者若しくは主任技術者として従事した建築一式工事の同類工事において、2件以上の施工実績がある場合は評価点を2点、1件の施工実績がある場合は評価点を1点、施工実績がない場合は評価点を0点とする。
- b 本業務に係る配置予定技術者が、監理技術者若しくは主任技術者として、建築一式工事で同類工事Aの施工実績がある場合、aの評価点に3点を加える。
- c 本業務に係る配置予定技術者が、監理技術者若しくは主任技術者として、建築一式工事で同類工事Bの施工実績がある場合、aの評価点に2点を加える。ただし、上記bに該当する施工実績がある場合、加点は行わない。

(イ) 評価確認書類等

- a 提出された「配置予定技術者における施工実績表（様式5）」の記載内容及び施工実績確認書類（任意書式）により評価を行う。
- b 公共工事における施工実績は、当該工事に係るCORINS（コリンズ）登録データの写しを提出するものとする。
- c 公共工事以外の施工実績は、契約書及び契約図書一式など請負内容が確認できるものを提出することとし、鎌倉市は実績確認に必要な書類等の提出の期日を定めて求めることができるものとする。
- d 鎌倉市において施工実績等が確認できないと判断した場合、「企業における施工実績表」の再提出の期限を定めて求めることができ、期限までに再提出がない場合は失格とする。

(ウ) 配置予定技術者の実績における取扱いについて

工事期間に現場担当等を変更した場合の、配置予定技術者の実績における取扱いについては、契約期間の7割以上従事しているものを実績として扱うものとする。

イ 配置予定技術者の取得資格

(ア) 評価方法

配置予定技術者がa～cに該当する場合、1項目1点（最大3項目3点）を評価点とする。

- a 配置予定の監理技術者又は主任技術者が、監理技術者又は主任技術者として10年以上の業務経験があり、監理技術者講習を5年以内に受講している。
- b 配置予定の監理技術者又は主任技術者以外の配置予定技術者が、一級建築士若しくは1級建築施工管理技士の資格を有している。
- c 文化財建造物木工主任技能者に認定されている技術者を配置する。

(4) 企業の社会性・信頼性

ア 特定施策への取組

(ア) 評価方法

公告の日において、次の特定施策への取組が行われている場合、項目ごとに1点を加算し、最大3項目（3点）とする。

- a 高齢者の雇用の有無
- b 障害者の雇用の有無

- c 若手技術者（資格有）の雇用の有無
 - d 女性の役員若しくは管理職の登用又は女性技術者（資格有）の雇用の有無
 - e 「ISO14001」又は、「エコアクション21(かまくら版を含む)」の認証取得・参加届出の有無
 - f 神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認証取得の有無
 - g 協力雇用主制度の登録の有無
 - h 健康経営優良法人の認定又は、ISO45001（労働安全衛生マネジメントシステム）の認証取得の有無
- (イ) 評価確認書類等
- a 提出された「企業の社会性・信頼性一覧表（様式7-1及び7-2）」の記載内容及び各施策等に取り組んでいることがわかる書類等を提出するものとする。
 - b 鎌倉市において各施策等への取組が確認できないと判断した場合、書類等の再提出の期限を定めて求めることができ、期限までに再提出がない場合は失格とする。

(5) その他

ア 共同企業体の取扱い

単体企業として入札に参加する場合若しくは共同企業体（以下「JV」という。）として入札に参加する場合の、過去の単体企業又はJVでの実績等は次のとおりとする。

- (ア) 単体企業として入札に参加する場合の取扱い
- a 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）での実績は評価の対象としない。
 - b 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）での実績は、代表者、構成員にかかわらず、評価の対象とする。ただし、そのJVでの出資比率は表-2に示す率以上であること。

表-2

構成員の数（代表者を含む）	出資比率
2 社	30 %以上
3 社以上	20 %以上